

日本共産党議員団が、長年にわたって提案してきた

住宅リフォームなどへの補助制度 (わくわく建設券)が、始まります!!

《手続きは次のとおり》

- 1、参加希望の業者は商工会議所に登録します。
- 2、施主と業者は工事内容を記した「建設券購入申込書」を作成します。
- 3、業者は、「申込書」と「工事見積書」を添えて商工会議所に申し込みます。
- 4、商工会議所は、書類を確認して、施主に「引換券」を送付します。
- 5、施主は「引換券」を商工会議所に持参して、「建設券」を購入します。
- 6、工事終了後、施主は業者に建設券で、工事代金を支払います。
- 7、業者は建設券を商工会議所に提出します。
- 8、商工会議所は「換金手数料(1%)」を差し引き、業者の口座に振り込みます。

補助を受ける条件は「地元業者に発注すること」です。日本共産党議員団は『景気対策の特効薬』として、平成18年9月議会以来くり返し提案し、ついに実現できました。予算1億円の範囲内ですので、利用者は早めに手続きをしましょう。

**5月1日からの工事に
適用されます。
利用者は早めに手続きを。**

20万円を上限に 補助率は10%です

助成の方法は、施主が1枚5万5千円の「建設券」を5万円で買い(1世帯40枚が限度)、「券」で支払い、業者が「換金」する仕組みです。40枚を200万円で購入し、220万円分の工事をする事ができます。

この機会に地元業者に仕事を発注しましょう。

《対象になる工事は?》

- ◇住宅の増改築・内装・新築工事
- ◇キッチン・バス・トイレ・畳替えなど
- ◇屋根・外壁、塗装・左官・電気工事
- ◇造園・塀・アスファルト・石材工事
- ◇車庫・カーポート、冷暖房工事
- ◇太陽光発電システム設置工事
- ◇温泉掘削・給湯管布設工事
- ◇鉄筋・ガラス工事
- ◇水道・下水道・火災警報器の設置工事など

※建設業法が適用される28業種のすべての工事が対象になります。

げんきニュース

日本共産党 平野文活 えんど久子
2013年
4月7日 NO, 549

平野議員が改善を求めました。

浜田市長は「全国で一番使いやすい制度にする」と、言っていたのに……

《制度の問題点は》

1 手続きが複雑すぎます。

他市では、施主が市役所に申し込み、補助金を施主の口座に振り込みます。別府市では、1面のような複雑な手続きが必要なのです。

2 市税滞納の業者は参加できないのに、施主は滞納者でも補助金をうけられる。なぜか？

他市では、市税を滞納している業者でも仕事を受注できます。仕事があれば、滞納している税金も払えるからです。別府市では、施主は市税を滞納していても最大20万円の補助金を受けられます。逆さまではないでしょうか。

3 なぜ、商工会議所が窓口？ しかもなぜ、業者が1,100万円もの手数料を払うのか？

市は「商工会議所の会員以外でも参加できる」と言うけれど、敷居が高いのではないのでしょうか。また申し込みの際、案に「会員加入」をすすめられるのではないのでしょうか。しかも1%の「換金手数料」とは。それだけ利益が減ります。他市では市役所が窓口で、手数料などありません。

なぜ、こんな制度になったのでしょうか？
それは
建設券制度の
欠陥です

《改善すべき点は》

- 1、「建設券」制度ではなく、**単純な助成制度**にすべきです。そうすれば、券の印刷も、引換券も、換金手続きも要りません。
- 2、商工会議所への委託ではなく、**市の直営に**すべきです。そうすれば誰もが遠慮なく利用できます。手数料も要りません。手続きも、1回ですみます。
- 3、**市税滞納の業者**も参加できる制度にすべきです。そうすれば納税もできるようになります。